

令和7年度 第7回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和7年10月10日 午前9時00分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第26号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）

5. その他

6. 出席委員

農業委員

2番 奥村 恭代	3番 本田真由美	4番 上田 一之
5番 坂本 秀孝	6番 井本久美子	7番 外村 和彦
9番 永野 健一	10番 井芹 康雄	11番 緒方 知治
12番 田端 孝士	13番 赤星 龍己	14番 岡本 篤幸

農地利用最適化推進委員

田上 菊夫	井上 聖	田上 安幸	亀澤 英治	井上 誠也
後藤 孝一	草場竜一郎	本田 廣正	緒方 満之	上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

1番 本田 和登	8番 野口 拓哉
----------	----------

農地利用最適化推進委員

なし

8. 議事録署名人

13番 赤星 龍己
2番 奥村 恭代

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は12名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第7回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、おはようございます。

この中にも、稲刈り等に携わっている方が何人もいらっしゃるようであります。したがって、10月の定例会は午前中ということで開催しているところです。

大きい日本の生活上で言えば、高市さんが総裁になりましたけど、いろいろ連立等々で非常にもめているみたいで、連立がどうなるか分かりませんが、非常に気になるところであります。それを受けて総会が行われて、総理が選出されるわけですが、我々としては、今の小泉さんからどうなるのか分かりませんが、お互いに注視をしていきたいと思っております。

いよいよ、先ほど申しましたように稲刈りも始まりますが、今のところ台風の上陸もなく、それから、例年出ますウンカも比較的少ない、ほとんど出てないような状況でありますので、この後、稲刈りが無事終了しますように、収穫できますよう期待をしながら、台風が来ないことを祈りたいと思っております。

それから、皆さんに度々お願いをしてました農業新聞の購読ですね、当委員会としても100%完了いたしました。改めて、この場を借りましてお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

今日は3条案件と、それから農地中間管理事業の関係の案件2件でありますので、比較的早く終わりはしないかと思っておりますが、皆様方の忌憚のない意見をお願いしながら、簡単ではありますが、冒頭に当たりましての御挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは、本日は、13番委員の赤星委員と、それから2番委員の奥村委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長にお願いします。

会 長 それでは、早速、議案審議に入ります。

議案第26号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いします。議案第26号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものです。令和7年10月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは、早速審議に入りたいと思います。

2ページをお願いいたします。番号1番について審議したいと思います。

では、12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。では説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、申請土地の位置の説明をいたします。

申し訳ございません。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

先におわび申し上げます。3ページの地図の下から三つ目、こちら白旗沼間口1470-1というふうに記載があるんですけども、正しくは、こちらが白旗字野添でございます。申し訳ございません。

それでは、場所の説明をいたします。

申請地の部分は赤色の部分でございます。こちらに田口橋がございまして、甲佐町から熊本市方面へ県道嘉島甲佐線がこのように走っております。こちらを、県道御船甲佐線が走っておりまして、今回の申請地は、田口橋から北へ約950メートル圏内に4筆このように点在しております。

場所の説明は以上です。

会 長 それでは続きまして、12番委員の田端委員から農地の使用貸借権について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、承諾が得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかを説明します。

お手元のラミネートの資料「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度で、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の緒方です。

先月の9月26日に、岡本会長と13番委員の赤星委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字白旗字山出に1筆、大字白旗字村下に1筆、大字白旗字沼間口に1筆、大字白旗字野添に1筆の合計4筆あります。申請地には米、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、11番委員の緒方委員から現地調査の報告、また、12番委員の田端委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

坂本委員。

○5番 ●●さん、これは親戚か何かですかね。えらい単徧的に安いけん、何か関係があるのかなと思って。

会 長 事務局、分かりますか。

事務局 お答えいたします。

譲渡人と譲受人さんは御親戚かという御質問なんですけど、御親戚ではございません。もともと譲渡人さんの御主人の御名義の農地だったんですけども、こちら他界

されてしまいまして、相続された奥様が農業ができないので、相続を放棄したいということだったんですね。ただでもいいので耕作してほしいということだったんですけども、ただでは何だろうというところで、お互いで話をされて、この金額になっております。

以上です。

○5番
会 長

分かりました。
坂本委員、よろしいですか。

○5番
会 長

はい。
ほかには何か御意見ございませんか。
ほかにはないようでございます。
それでは、採決を行います。
許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり承認をしております。
それでは、続きまして、申請番号2番について審議をしたいと思います。
7番委員の外村委員から説明をお願いします。

○7番

7番委員の外村です。それでは説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長
事務局

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

それでは説明いたします。4ページと5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらが、甲佐町から熊本市方面に国道443号線が走っておりまして、こちらに龍野小学校がございます。今回の申請地は、こちらから龍野小学校から東へ約110メートルのところに5筆のうち4筆、龍野小学校から南の、ちょっと見えにくいんですけども、尾ノ上に1筆と幸野に2筆あります。

また、甲佐農芸さんがこちらにございまして、甲佐農芸さんから斜め道向かいに1筆、そこから南東へ約250メートルのところに1筆、南西へ220メートルのところにもう1筆、このように点在しております。

5ページ目に、もう1筆、上早川の幸野地域にあります5筆のうちの1筆をこちらに別記載しておりますというのが、課税地目は公衆用道路になっているんですけども、登記地目は畑でございまして、現在の字図では地図が出てこないため、旧字図で確認したところ、上早川字幸野906-4につきましては、緑と黄色の部分、906-5と906-3の隣ですね、この赤の部分に細い道、畑になっています。

場所の説明は以上でございます。

会 長 続きます、7番委員の外村委員から、農地の所有権移転について、農地法上問題はありますか説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。13番委員の赤星委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の赤星です。

先月の9月26日に、岡本会長と11番委員の緒方委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字下横田に3筆、大字上早川に8筆の合計11筆あります。

申請地には、水稻、栗、花卉の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま、13番委員の赤星委員から現地調査の報告、それから7番委員の外村委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。御意見ありませんか。外村委員。

○7番 すみません、自分で説明しとって、ちょっとあれですが、さっきのところ、1番は150万円だったかな。

会 長 はい。

○7番 そして、今度は50万円ばってんが、これはまた親戚か何かですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 金額と御関係性についての御質問ですけれども、まず御関係性ですね、譲渡人と譲受人さんは御親戚ではございません。申請番号1番のときと似ているんですけれ

ども、もともと譲渡人さんのお父様の御名義だったんですが、他界されて、今東京にお住まいの娘さんが相続されました。遠方にもいらっしゃいますし、御自分では相続しても耕作ができないので相続放棄したいということで御相談があったということでした。

御関係性ですけれども、もともと譲渡人さんのお父様が御生前の頃、甲佐農芸さんのお客さんだったということで、以前からも親交がおありだったので、この金額でお互い話をされて決まったということになっています。

以上です。

会 長 外村委員、よろしいですか。

○7番 はい。

会 長 そのほかに、何か御意見ございませんか。

それでは、なければ採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

それでは、続きまして、申請番号3番について審議をしたいと思います。

7番委員の外村委員から説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。では説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、申請土地の位置の説明をいたします。6ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

こちらは、甲佐町から熊本市方面に国道443号線が走っておりまして、今回の申請地はこちらの赤色の部分です。山本自動車さんが、こちら道際にありまして、今回の申請地は、山本自動車屋さんから東へ約40メートルのところの1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 それでは、続きまして、7番委員の外村委員から、農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○7番 7番委員の外村です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③についても、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。11番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○11番 11番委員の緒方です。

先月の9月26日に、岡本会長と13番委員の赤星委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字下横田字向鶴に1筆あります。

申請地には水稻の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、11番委員の緒方委員から現地調査の報告、また7番委員の外村委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○7番 よかですか。また自分で説明して。

会 長 外村委員、どうぞ。

○7番 これは今、米を作っておられるんですよ、▲▲さんの。やっぱり百姓したことなかもんばかりだけん、もう、ここの右の一番の角の用水路がここから水が流れていくとたい。で、右のほうに道もあるでしょう。あれが用水が流れていくところ。この田んぼの先の下は今度は排水のほうですもん。その辺の草切りが全然されないんだな。なかなかこっちのほう、そばで世話になるけん言えないけん、なかなか難しかです。だけん、こういうときにやっぱり農業委員会のほうから言わなん。だって、草切りもあんまりされないじゃない、今の人は。そうばってん、用水路と排水路のところの土手のところは切ってもらわんと、やっぱり村で区役のときだけ、結局は自分たちが切らなんとたい。だけん、その辺ば、新しく取得されたときには説明してもらったらどうかと思ってるんです。少しでも良くならないかなと思うし。

会 長 事務局、何かありますか。

○7番 さっき、取得後の何とかは問題ありませんって言うたばってんが、そういうところの草切りをちょっとでもしてもらおうと、村のほうも全然悪なかばってん。

会 長 外村委員がいわれる事は十分わかりますが、我々も農業委員でありますし、それ

に最適化推進委員もおられるから、言いにくいかもしれんばってん、それはもう、もうおっしゃっていただいいていいと思います。

○7番 はい、分かりました。今度言うておきます。ほかのところもまだそんなしてあるけん。で、今、回ってみると、なかなか切ってなかですもんね。

会 長 うん、なかなかですね。高齢でもあるし、なかなかできんかもしれんけど、そのところは臨機応変な対応ですね。言いにくかばってんが、よろしく願います。

○7番 はい、そこは私の方で言うておきます。

会 長 よろしく願います。

○12番 51歳でしょ、若いですよ、年上じゃないです。

○7番 で、▲▲機械の社長だけん、本人はしっかりさすわけじゃなかない、会社でしよるとばってん。だけん、なかなかほんな百姓じゃないもんだから、やっぱり分からっさん。だけど区役するときはジュースを出さすけん、俺も言われんばい。それがあるものだから、やっぱりなかなか言いにくかですよ。

会 長 まあ、そういう場合は議論しましたような内容で……。

外村さんのほかに、何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり承認をしまいります。

それでは、続きまして、議案第27号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、7ページをお願いします。議案第27号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について。別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和7年10月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の8ページをお願いします。

甲農第1077号、令和7年9月24日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について(諮問)。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19

条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので、諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和7年12月1日貸付け開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画については、田が10筆の1万2,497平米、畑が5筆の4,838平米となります。

委員の皆さんに審議していただくのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。

会 長 それでは、9ページをお願いします。

議案第27号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取についてを審議します。

審議に入る前に事務局より事前に説明がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 会長、ありがとうございます。

前回の定例会時にも説明をしているんですが、議案書にあります契約区分と移動の理由欄の2点につきまして、再度御説明いたします。

まず1点目です。契約区分を「新規」と記載しております理由につきまして説明します。

これまで農業経営基盤強化促進法による相対契約や農地法第3条での使用貸借契約をされていた方で、既に契約期間満了を迎えられて、今回、中間管理機構を通して貸借契約を申請される方につきましても、全て「新規」と記載しています。貸し借り自体が全く初めての方のみを「新規」と記載しているわけではございませんので、御理解のほどお願いします。

次に2点目です。中間管理機構を通して貸借契約の申請をされている案件につきまして、農業経営基盤強化促進法の契約期間満了に伴い申請されている場合は、移動の理由を「農業経営基盤強化促進法からの借換え」と記載し、農地法第3条による使用貸借契約期間の満了に伴い申請されている場合は、「農地法第3条からの借換え」と記載をしております。

事前説明については以上です。

会 長 それでは、番号1番について審議したいと思います。

この案件の相手方（受け手）は、5番委員の坂本委員の親族です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、1番の審議が終わるまで坂本委員は退席をお願いします。

（坂本委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

11ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに県道御船甲佐線が走っておりまして、こちらに宇城鉄筋さんがございます。今回の申請地は、宇城鉄筋さんから北へ約320メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は、認定新規就農者で、主にカボチャの作付をされています。今回の申請地にはカボチャの作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方々は挙手願います。何か御意見ございませんか。

質問がないようでございます。

それでは、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり決定をいたします。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

それでは、続きまして、番号2番について審議をいたします。

この案件の相手方(譲受人)は、4番委員の上田委員の親族です。参与に該当いたしますので、審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(上田委員退出)

会 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

まず、申し訳ございません、ここでも修正が1点ございます。お手元の資料12ページ、「県道今吉甲佐線」と記載をしておりましたが、正しくは「県道今吉野甲佐線」でございます。「野」が抜けておりますので、申し訳ございません、追記のほうをお

願いいたします。

それでは。説明をいたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちら県道今吉野甲佐線が走っておりまして、株式会社シンザンさんがございます。今回の申請地は、こちら株式会社シンザンさんから西へ約320メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番の相手方は認定農業者で、主に米、ピーマン、ブロッコリー、アスパラの作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われまます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

外村委員、どうぞ。

○7番 すみません、またいいですか。俺一人すみません。10アール当たりの賃借の対価は消してあるけん、無償ということですね。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 こちら使用貸借権設定ですので、それは無償での貸し借りになります。

○7番 無償だろう。そうすると中間管理機構は何かメリットというか、なら、無料でしよらすわけ、やっぱり。

事務局 はい。

○7番 なら、無償もあるわけですか。

事務局 はい。無償でもあります。

○7番 分かりました。

会 長 そのほかに、また御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案どおり決定をいたしました。

上田委員の入室を認めます。

(上田委員入室)

会 長 それでは、続きまして、番号3番について審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用

の理由を読み上げ)

続きます、申請地の位置の説明をいたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに桜の丘綾の家さん、こちらにロッキースーパーストア甲佐店さんがございます。今回の申請地はロッキースーパーストア甲佐店から北西へ約210メートルのところに1筆、このようにございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番の相手方は認定農業者で、主に米、ニラの作付をされています。今回の申請地においても米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○12番

今ハウスがあるんですけど、ここに米を植えるんですか。

会 長

事務局、説明をお願いします。

推進委員

私のほうからちょっと。

会 長

田上委員、何かありますか。

推進委員

地元ですので。ニラが作ってある、ニラ作です。

会 長

米じゃなくして。

推進委員

はい。ハウスはですね。

会 長

申請書にはどうなっているの。

事務局

今ちょっと確認を。

会 長

はい。

事務局

申し訳ございません。申請書には米と記載があるんですけども、現地では確かにニラが植わってましたので修正します。申し訳ございません。

会 長

そこらも関連して修正、ニラのところ。

質問者はよろしいですかね。

そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり決定をしまして。

続きます、番号4番について審議をいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用

の理由を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに田口橋がございまして、田口の5差路がございまして、今回の申請地は田口橋から南西へ約1.1キロメートルのところに2筆、このようにございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号4番の相手方は御船町の認定農業者で、主に野菜、馬鈴薯の作付をされています。今回の申請地にも、野菜、馬鈴薯の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われまして。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見がないようであります。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号5番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに田口橋がございまして、今回の申請地は、こちら田口橋から北西へ約1.2キロメートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号5番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも、米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われまして。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見がないようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については、原案のとおり決定をしまいたします。

それでは、続きまして、番号6番について審議をいたします。

この案件は農地中間管理機構を活用した農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに県道三本松甲佐線が走っておりまして、甲佐神社がございます。今回の申請地は、ここから北東へ約230メートルのところに2筆隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号6番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地には、麦、大豆の作付をされる予定でしたが、大雨の被害で耕作できる状態ではなくなったということで、ユズの作付を計画されております。また、集積後は効率よく利用できると思われまます。

説明は以上です。

会長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。御意見ございませんか。

質問はないようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号7番について審議したいと思います。

この案件も農地中間管理機構を活用した農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに安津橋、熊本甲佐総合運動公園がございます。今回の申請地は、安津橋から北西へ約890メートルのところに3筆隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号7番の相手方は認定農業者で、主に菊、アオモジなどの枝物の作付をされています。今回の申請地にも、菊の作付を計画されておまして、集積後は効率よく利用できると思われれます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
外村委員、どうぞ。

○7番 すみません、また何遍も。ここはもう、今は田になつとるけど、田は作られんですね。水はもう上げよらんでしょう。

推進委員 はい、今ここです。一応、船津の土地改良が解散になっているんですもんね。そういうことで、今はもう畑なつとるですたいね。

○7番 名義が田になっているもんだから、そぎやんでしょうね。

推進委員 名義は田んぼのままです。

○7番 はい、そうですよね。

推進委員 田んぼも2年ぐらいで畑になつとじゃなかですかね。

○7番 もう水はないけんね。

推進委員 水がないからです。

会 長 地目が、後藤さんが言われるように。

○7番 はいはい。だけんそれ、登記が田になつてるもんだけん、こうなつとるけど……

会 長 実際はこうだと。

○7番 うん、畑です、上は、高台は。すみません。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については、原案のとおり承認をしております。

続きまして、番号8番について審議をしたいと思います。

この案件も農地中間管理機構を活用した農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

その前に、農地中間管理機構と地主さんと売り手の三者で、農地中間管理機構を活用した売買について、事前に協議といたしますか、契約をいたします。その中に該当の農業委員の方も入られます。もちろん私も入りますけど。したがって、価格等については当事者間で既に合意をされたということで、その案件を、この農業委員会で諮って決定していくという形になりますので、事前にそういうことがあっているということを御承知おき願えたらと思ひまして、ちょっと口を挟みました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局から説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。糸田字下川原と字中川原の2筆につきましては18ページ、糸田字夫ノ田の2筆につきましては19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちら甲佐町から国道443号線が熊本市内方面に走っておりまして、こちらに甲佐大橋がございます。今回の申請地は、東に約400メートルのところに1筆、甲佐大橋から北へ約650メートルのところにもう1筆、このように糸田字中川原に1筆と糸田字下川原に1筆点在しています。

続きまして、19ページの糸田字夫ノ田の申請地について説明いたします。こちらが県道宇土甲佐線が走っておりまして、乙女橋がございます。乙女橋から東へ約210メートルのところに2筆、このようにございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号8番の相手方は認定農業者で、主に米、飼料用米の作付をされています。今回の申請地にも、米、飼料用米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われまます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

御意見ございませんか。

質問がないようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号8番については、原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日予定をいたしました議題は全て終了いたしましたので、事務局のほ

うにバトンタッチいたします。

事務局長　　これもちまして、第7回定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員　議　長

13 番

2 番